

独立業務実施者による保証報告書

2026年6月18日

一般社団法人全銀協TIBOR運営機関
理 事 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

業務責任者 公認会計士 熊谷 充 孝

業務責任者 公認会計士 堀 敦 哉

範囲

当監査法人は、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（以下「運営機関」という。）の2025年4月1日から2026年3月31日までの期間における全銀協TIBOR算出・公表業務に係る内部統制のデザイン、業務への適用および運用状況に関する記述書（以下「内部統制に関する記述書」という。）のうち、当該内部統制の2026年3月31日現在におけるデザイン及び業務への適用に関する記述について保証業務を行った。

また、当監査法人は、内部統制に関する記述書に記載された全銀協TIBOR算出・公表業務に係る内部統制のデザイン、業務への適用及び運用状況のうち、当該内部統制の2026年3月31日現在におけるデザイン及び業務への適用についても保証業務を行った。

運営機関の責任

運営機関の責任は、運営機関の全銀協TIBOR算出・公表業務が、証券監督者国際機構により公表された金融指標に関する原則の最終報告書（以下「IOSCO原則」という。）に準拠して実施されるための内部統制をデザインし、業務へ適用し、さらに有効に運用することにある。また、内部統制に関する記述書において記載された規準であるIOSCO原則（以下「規準」という。）に準拠して当該業務が実施されるようデザインされ、業務に適用され、運用されている当該業務に係る内部統制を内部統制に関する記述書に記載することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した手続に基づき、独立の立場から、運営機関の全銀協TIBOR算出・公表業務に係る全体としての内部統制に関する記述書に対する意見を表明することにある。また、当監査法人の責任は、当監査法人が実施した手続に基づき、独立の立場から、内部統制に関する記述書に記載された運営機関の全銀協TIBOR算出・公表業務に係る全体としての内部統制に対する意見を表明することにもある。

当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」に準拠して合理的保証業務を実施した。

本合理的保証業務においては、運営機関の全銀協TIBOR算出・公表業務に係る内部統制を理解し、そのデザインの適切性及び業務への適用について証拠を入手するための手続が実施される。

手続は、当監査法人の判断により、内部統制に関する記述書が適正に表示されていないリスク、及び内部統制が適切にデザインされていない又は業務に適用されていないリスクの評価に基づいて選択及び適用される。また、この保証業務には、規準の適切性を評価することが含まれる。

当監査法人が選択及び適用した主な手続は、添付の内部統制に関する記述書において、「EY新日本が実施した主な手続」として記載されている。

上記のとおり、当監査法人の実施した手続は、内部統制に関する記述書に含まれる内部統制のデザイン及び業務への適用に関するものであり、当監査法人は、内部統制に関する記述書に含まれる内部統制の運用状況の有効性に関する手続は実施していない。したがって、当監査法人は、内部統制に関する記述書に含まれる内部統制の運用状況の有効性に対する意見は表明しない。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

職業倫理、独立性及び品質管理

当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。

内部統制の限界

運営機関の内部統制は、その性質及び固有の限界により、必ずしも規準を充足するように運用されない可能性がある。

さらに、この有効性の評価に基づき将来を予測することには、内部統制が不適切になる又は機能しなくなるというリスクが伴う。

意見

当監査法人は、内部統制に関する記述書が、運営機関の全銀協TIBOR算出・公表業務に係る内部統制の2026年3月31日現在におけるデザイン及び業務への適用を、規準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

また、当監査法人は、内部統制に関する記述書に記載された運営機関の全銀協TIBOR算出・公表業務に係る内部統制が、2026年3月31日現在において、全ての重要な点において、規準に準拠して当該業務が実施されるようデザインされ、業務に適用されているものと認める。

目的及び想定利用者

内部統制に関する記述書は、運営機関が全銀協TIBOR算出・公表業務に係る内部統制を評価するために規準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、運営機関のみを利用者として想定しており、その他の第三者の利用を想定としたものではない。したがって、本報告書に関し、当監査法人は、その帰責事由の有無を問わずその他の第三者に対して何ら責任を負うものではない。

以 上

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
ガバナンス		
1.運営機関の全般的責任		
運営機関は、指標決定プロセスのあらゆる側面について第一義的に責任を負うべきである。当該責任には、例えば以下が含まれる。 a)構築：指標の定義及び算出方針 b)決定及び提供：正確かつ適時の指標の計算、公表及び提供 c)運営：データが欠如又は不十分であること、市場のストレスや混乱、重要なインフラストラクチャーの機能不全など、不測の事態に対応する措置も含め、指標の計算やその他関連する決定プロセスに影響を与え得る重要な意思決定について適切な透明性を確保すること d)ガバナンス：指標の決定プロセスに関して、ガバナンス、監督及び説明責任に係る信頼性かつ透明性のある体制を確立すること。これには、指標の構築、公表、及び運営に対して説明責任を負う明確な監督機能も含まれる	全銀協TIBORは、JBATAが算出・公表する金融指標の総称である。このうち、日本円TIBORは、日本円の短期金利に係る指標であり、日本円の代表的な指標として幅広く利用されている。 JBATAは、指標の定義、指標決定に係るプロセスやJBATAのガバナンス態勢等を定めており、全銀協TIBORの運営について全般的な責任を負っている。 【a)について】 JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBOR行動規範」において、指標の定義、指標の算出・公表方法、リファレンス・バンクが呈示に当たり遵守すべき事項を定めている。 【b)について】 事務代行会社が、リファレンス・バンクから呈示された当日の呈示レートを集計して公表レートを算出し、JBATAによる再鑑および公表許可後、事務代行会社から情報提供会社に配信して公表するというプロセスとなっている。 【c)について】 JBATAは、非常事態の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、JBATAの意図に反して全銀協TIBORの算出・公表が一時的に困難になる場合に備え、事前の措置、および、そうした事態が発生した場合の措置について、「全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を定めている。 JBATAは、その意思決定機関として理事会を設置	JBATAのウェブサイトにおいて公表されている「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、以下の手続を実施した。 【a)について】 「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、指標の定義、指標の算出・公表方法、リファレンス・バンクがレート呈示に当たり遵守すべき行動規範を定めているか検討した。 【b)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、事務代行会社がリファレンス・バンクからの呈示レートをもとに、定められた方法によりTIBORを算出し、JBATAによる再鑑の上、情報提供会社から配信・公表するというプロセスとなっているか検討した。 【c)について】 「全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を閲覧し、関係諸施設の被災、停電等の非常事態の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少によって、運営機関の意図に反してTIBORの算出が中断する場合に備えたコンティンジェンシー・プランが定められているか検討した。 また、指標の計算やその他関連する決定プロセス

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	しており、理事会の下部に委員会組織として、全銀協TIBOR企画委員会、全銀協TIBOR運営委員会、全銀協TIBOR監視委員会を設置している。 【d)について】 全銀協TIBORは金融商品取引法にもとづく特定金融指標に、そしてJBATAは特定金融指標算出者に指定されており、同法にもとづく規制・監督を受けている。また、JBATAは、特定金融指標算出者に作成が義務付けられている業務規程である「全銀協TIBOR業務規程」を始めとする下記の関連規程を制定し、指標の決定プロセスに関して、ガバナンス、監督および説明責任に係る信頼性かつ透明性のある体制を確立している。 ■全銀協TIBOR業務規程 ■全銀協TIBOR行動規範 ■全銀協TIBORの算出・公表業務の委託に関する指針 ■全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プラン ■利益相反管理方針 ■苦情・相談対応規則	に影響を与え得る重要な意思決定について透明性を確保するために理事会のほか、全銀協TIBOR企画委員会、全銀協TIBOR運営委員会、全銀協TIBOR監視委員会を設置しているか検討した。 【d)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を始めとする関連規定を閲覧し、IOSCO原則を踏まえ、TIBORの公正な算出・公表に対する責任を担うため、監視委員会等を設置し、ガバナンス、監督および説明責任に係る体制を整備しているか検討した。
2.第三者の監督		
第三者が、例えばデータの収集、公表、あるいは算定機関（Calculation Agent）として機能するなど、指標決定プロセスに係る活動を受託する場合、運営機関は当該第三者を適切に監督するべきである。その際、運営機関（及びその監督部門）は、以下のような方針や手続を検討するべきである。 a) 適切な書面による取決めをもって、指標決定プロセスに関与する第三者の役割及び義務を明確に定義、具体化し、さらに、運営機関がこれらの第三者に遵守を求める基準を定めること	全銀協TIBORの算出・公表に関わる第三者は以下のとおりであり、これらの第三者に対するJBATAによる監督のための方針や手続は、「全銀協TIBOR業務規程」、「全銀協TIBOR行動規範」および「全銀協TIBORの算出・公表業務の委託に関する指針」に定めている。 【a)、b)について】 ■リファレンス・バンク JBATAは、「全銀協TIBOR行動規範」を定め、リファレンス・バンクに対して同規範の遵守	「全銀協TIBOR業務規程」、「全銀協TIBOR行動規範」および「全銀協TIBORの算出・公表業務の委託に関する指針」を閲覧し、以下の手続を実施した。 【a)について】 「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、リファレンス・バンクの業務に関連する定義、レート呈示を行うにあたり遵守すべき事項ならびに必要な体制整

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
b) 運営機関が定める基準の第三者による遵守状況を監視すること c) 指標決定プロセスに関与する第三者の身元及び役割について、利害関係者及び関連する規制当局に開示すること d) 第三者の指標決定プロセスへの関与による不要なオペレーショナルリスクを避けるため、コンティンジェンシープランの策定など適切な措置を講じること 当該原則は、第三者が規制市場又は取引所である場合、運営機関のデータ入手元である第三者には適用されない。	を求めている。また、全銀協TIBOR監視委員会において、リファレンス・バンクに対するモニタリングとして、「全銀協TIBOR行動規範」の遵守状況のモニタリングおよび呈示レート内容のモニタリングを実施している。 ■ 事務代行会社 JBATAは、「全銀協TIBORの算出・公表業務の委託に関する指針」を定めたうえで、事務代行会社に対して同指針の遵守を求めている。 また、JBATAは、事務代行会社における同方針の遵守状況や、受託業務の執行態勢および執行状況について定期的に確認している。 ■ バックアップ機関 JBATAは、「全銀協TIBORの算出・公表業務の委託に関する指針」を定めたうえで、バックアップ機関に対して同指針の遵守を求めている。 また、JBATAは、バックアップ機関における同方針の遵守状況や、受託業務の執行態勢および執行状況について定期的に確認している。	備を規定しているか検討した。 また、「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、事務代行会社およびバックアップ機関への委託事項が規定されているか検討した。 さらに、「全銀協TIBORの算出・公表業務の委託に関する指針」を閲覧し、「全銀協TIBOR業務規程」の下位規範として事務代行会社およびバックアップ機関が委託事務を遂行するに際して参照すべき指針として、委託に関する指針を制定しているか検討した。 【b)について】 「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、リファレンス・バンクに対して、行動規範の遵守状況、レート呈示内容ならびに体制整備状況についてモニタリングを実施する旨を定めているか検討した。「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、事務代行会社およびバックアップ機関に対して、委託事務の執行体制ならびに執行状況について定期的にモニタリングを実施する旨を定めているか検討した。 また、全銀協TIBOR監視委員会議事録を査閲し、リファレンス・バンクについて行動規範の遵守状況、レート呈示内容ならびに体制整備状況のモニタリング結果が監視委員会に報告されているか検討した。併せて、JBATAが入手した内部監査/外部監査結果を閲覧し、全てのリファレンス・バンクから内部監査/外部監査結果を入手していること、および発見事項が存在している場合にはJBATAによるフォローアップが実施されているか検討した。全銀協TIBOR監視委員会議事録を査閲し、事務代行会社およびバックアップ機関について委託事務の執行体制ならびに執行状況についてのモニタリング結果が監視委員会に報告されているか検討した。

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	【c)について】 JBATAは、以下の全銀協TIBORの算出・公表に関わる第三者の身元および役割をウェブサイトで公表し、全銀協TIBORの利用者および金融庁に対して開示している。 ■ リファレンス・バンク（2026年3月31日現在）： みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、横浜銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行、信金中央金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫 ■ 事務代行会社：株式会社NTTデータ ■ バックアップ機関：一般社団法人大阪銀行協会 【d)について】 JBATAは、非常事態の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、JBATAの意図に反して全銀協TIBORの算出・公表が一時的に困難になる場合に備え、事前の措置、および、そうした事態が発生した場合の措置について、「全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を定めている。 また、同コンティンジェンシー・プランにもとづく訓練を定期的実施している。	【c)について】 JBATAのウェブサイトを開覧し、指標決定プロセスに関する第三者の身元および役割について公表されているか検討した。 【d)について】 「全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を開覧し、非常事態発生時の対応措置が定められているか検討した。 また、全銀協TIBOR監視委員会議事録および全銀協TIBOR運営委員会議事録を査閲し、同コンティンジェンシー・プランにもとづく訓練を定期的実施しているか検討した。
3.運営機関の利益相反 指標決定の健全性及び独立性を担保するため、運営機関は、利益相反を特定、開示、管理、軽減又は回避するための方針及び手続きを文書化し、実施、強化するべきである。運営機関は、当該方針及び手続きを必要に応じて見直し、更新するべきである。 運営機関は、その利用者及び関連する規制当局に対し、重大な利益相反を（存在する場合には）開示するべきである。	JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」、「全銀協TIBOR行動規範」、および「利益相反管理方針」において、指標運営において生じ得る利益相反を特定した上で、以下のとおり、これらを管理・軽減するための措置を規定しており、ウェブサイトに公表するとともに実施している。	「全銀協TIBOR業務規程」および「利益相反管理方針」を開覧し、指標運営において生じ得る利益相反を特定し管理する態勢を構築する旨、および全銀協TIBOR監視委員会により定期的に利益相反の対象を見直し、管理状況をモニタリングする旨が定められているか検討した。 また、TIBORの運営において生じ得る利益相反については、「全銀協TIBOR業務規程」および「利益

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
そのための枠組みは、既存のあるいは潜在的な利益相反の度合いや、指標が有するリスクに応じて適切に構築されるべきである。また、以下の事項を確保すべきである。 a) 既存のあるいは潜在的な利益相反が、指標決定プロセスに対して不適切な影響を及ぼさないこと b) 個人的な利害や関係、ビジネス上の関係が、運営機関による職務の遂行を損なわないこと c) 必要に応じて運営機関内の報告ラインを分離することで、責任を明確化し、不必要な利益相反が生じることや、利益相反あるいは利益相反の認識の隠れを防ぐこと d) 決定された指標を公表する前に、権限や資格のある職員による適切な監督及び承認プロセスが確保されていること e) 運営機関に呈示され、又は運営機関が受領し、あるいは作成したデータ、情報及びその他データに係る機密性が、運営機関の開示義務に準拠していること f) 利益相反のリスクを伴う活動に従事する職員間の、あるいは当該職員と第三者との間の指標決定に影響を与えると合理的に考えられる情報の交換を統制する実効的な手続を整備すること g) 指標決定に関与するすべての職員が指標の水準に応じて直接又は間接的に報酬やインセンティブを与えられることがないよう、適切な報酬方針を設定すること	【a)について】 ①「全銀協TIBOR業務規程」において、利益相反について以下のとおり指標の重要性に応じた特定をしている。 ■貸金契約やデリバティブ契約等で全銀協TIBORが広く参照されていることを踏まえ、これらを取り扱う金融機関に所属する者が「全銀協TIBOR業務規程」第4条に定める指標の定義やレート決定、全銀協TIBORの運営、ガバナンスに関与することにより受ける影響と、金融機関であるリファレンス・バンクが、同第4条に定める指標の定義に従って適切にレート呈示を行う責務とに関し、個別的な利害が対立することによって生じ得る利益相反 ■全銀協TIBORの水準により、金融上の利益を得る者が、全銀協TIBORのレート決定に関与することにより生じる利益相反 加えて、当該利益相反を管理する態勢として以下を掲げ実施している。 ②■運営機関の理事の過半数は、金融機関に所属する者以外から選出している。 ③■全銀協TIBOR監視委員会の委員は、金融機関に所属する者以外から選出している。 ④■「全銀協TIBOR業務規程」第4条に定める指標の定義見直し等は、監視委員会における確認を受けている。	相反管理方針」において明記されることにより、JBATAのウェブサイト上で利用者や規制当局に対し開示されていることを閲覧した。理事・監視委員の利益相反に関する状況については、利益相反に関する誓約書を取得し、JBATAのウェブサイト上で対外公表していることを閲覧した。 【a)について】 ①「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、全銀協TIBORの重要性を踏まえて利益相反を特定しているか、および特定した利益相反を管理・軽減するための態勢を規定しているか検討した。 ②ウェブサイト上で公表されている「役員一覧」を閲覧し、理事の過半数は金融機関に所属する者以外から選出しているか検討した。 ③ウェブサイト上で公表されている「委員一覧」を閲覧し、監視委員会の委員は金融機関に所属する者以外から選出しているか検討した。 ④全銀協TIBOR監視委員会議事録を査閲し、監視委員会にて「全銀協TIBOR業務規程」第4条に定める指標の定義および算出方法等を定期的に見直している旨、閲覧した。 ⑤全銀協TIBOR理事会議事録を査閲し、リファレンス・バンク等に対する利益相反管理状況のモニタリングを行い、各リファレンス・バンクに管理態勢が整備されている旨、審議されているか検討した。 執務室を観察し、執務室を他の関係する団体から物理的に隔離された状態とし、執務室への入室を管理するなど、情報管理措置を講じているか検討した。 業務委託契約書を閲覧し、機密保持に関する定めがあるか検討した。 ⑥内部窓口および外部窓口を設置し、JBATA職員、事務委託先、リファレンス・バンクに周知して、内部通報を受け付ける態勢が整備されているか検討し

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	⑤ ■ リファレンス・バンクによるレート呈示の健全性を担保するため、「全銀協TIBOR行動規範」を策定し、リファレンス・バンクに社内態勢の整備を求め、運営機関がその遵守状況を確認している。 ■ 事務代行会社への委託事務の内容を、集計・算出・公表にかかる単純事務に限定するなど、適切な事務態勢が構築されるよう考慮している。 ■ 利益相反の管理や指標の透明性の観点から重要と思われる書類（関連する規程や、監査の結果等の書類を含む。）については、これを公表する。なお、全銀協TIBORの利用者に開示すべきと考えられる個々の利益相反事項がある場合には、全銀協TIBOR監視委員会において、その開示の要否を検討してその確認を行い、理事会での決定により公表している。 ■ 利益相反に関する事項については、情報の取扱いに厳正を期し、事案に応じた情報管理を徹底する。運営機関は関係当事者に対し、利益相反を適時適切に管理するための十分な方策を講じること、特に利益相反のリスクを生じさせる活動に従事する者の間における情報交換を適切に管理する手続きの策定を考慮することについて、適切な働きかけを行うものとする。 ⑥ ■ JBATAは、全銀協TIBORに関する不正操作や不正行為の早期発見のため内部通報態勢を整備している。 ⑦ ■ JBATAは、役職員、委員の報酬体系について、全銀協TIBORの水準に連動させない等、全銀協TIBORの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保している。 【b)について】 ①「全銀協TIBOR業務規程」において、JBATAは、	た。 ⑦資格等級・本俸体系基準や決議書、稟議書を閲覧し、役職員・委員について全銀協TIBORの水準に連動しない報酬体系等、全銀協TIBORの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に配慮した設計・運用となっているか検討した。 【b)について】 ①「一般社団法人全銀協TIBOR運営機関定款」および

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	役職員、委員の報酬体系について、全銀協TIBORの水準に連動させない等、全銀協TIBORの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保することとしている。 ②また、「一般社団法人全銀協TIBOR運営機関定款」および「全銀協TIBOR業務規程」において、理事会の理事および全銀協TIBOR監視委員会の委員について、利害関係を有する議決については、その議決に加わらないこととしている。 ③加えて、理事会の理事および全銀協TIBOR監視委員会委員は利益相反に関する誓約書をJBATA宛てに提出し、JBATAはそれを公表している。 【c)について】 「全銀協TIBOR業務規程」において、理事会下部の委員会組織として、全銀協TIBOR企画委員会、全銀協TIBOR運営委員会、全銀協TIBOR監視委員会の3つの委員会を、事務局組織として、全銀協TIBOR業務部、全銀協TIBORコンプライアンス室、全銀協TIBOR内部監査室および全銀協TIBOR監視委員会室の4つの部室を設置し、その所管事項ならびにレポーティングラインを明確に規定している。 【d)について】 「全銀協TIBOR業務規程」において、事務代行会社から提示を受けた公表レートを経営機関が再鑑し、事務代行会社に対して公表許可を行うことを定めている。併せて、同公表許可は、全銀協TIBOR業務部の管理職が行うこととしている。 【e)について】 「全銀協TIBOR業務規程」において、運営機関の関係者における秘密保持に関して以下のとおり規定	び「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、JBATAの役職員・委員の報酬体系について、全銀協TIBORの水準に連動させない等、全銀協TIBORの不正操作の誘発を回避するため、リスク管理やコンプライアンス面に配慮した設計・運用を確保しているか、②また、理事会の理事および監視委員会の委員について、利害関係を有する議決については、その議決に加わらないこととされているか検討した。 ③さらに、JBATAのウェブサイト上で公表されている利益相反に関する誓約書を閲覧し、理事、監視委員会の委員は就任に当たり、利益相反管理方針に基づき、利益相反に関する誓約書をJBATAに提出し、当該誓約書を公表しているか検討した。 【c)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、JBATAの業務において、各機関および各所管部署の責任が明記されているか検討した。 【d)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、JBATAの役割として全銀協TIBORの再鑑業務および事務代行会社に対する公表許可を行う旨規定があるか検討するとともに、基準日における再鑑業務の観察を通して、決定された指標を公表する前に再鑑責任者による監督および承認が行われているか検討した。 【e)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、JBATAの関係者における秘密保持事項を定めているか検討し

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	している。 ■ 運営機関の役職員および全銀協TIBOR企画委員会、全銀協TIBOR運営委員会、および全銀協TIBOR監視委員会の各委員は、運営機関の業務に関して知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。 ■ 運営機関の役職員および全銀協TIBOR企画委員会、全銀協TIBOR運営委員会、および全銀協TIBOR監視委員会の各委員は、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。 ■ 以上2点は、その任を解かれた後も同様とする。 【f)について】 「利益相反管理方針」において、JBATAは、利益相反に関する情報の取扱いに厳正を期し、事案に応じた情報管理を徹底するため、執務室を他の関係する団体から物理的に隔離された状態とし、当該執務室への入室を管理するなど、適切な情報管理措置を講じる旨を規定している。 また、JBATAは秘密情報の安全管理に係る実施手順を定め、当運営機関の執務室を物理的に隔離し、適切に入退室管理を行っている。 【g)について】 「全銀協TIBOR業務規程」において、JBATAは、役職員、委員の報酬体系について、全銀協TIBORの水準に連動させない等、全銀協TIBORの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保することとしている。	た。 【f)について】 「利益相反管理方針」を閲覧し、情報管理を徹底するため、執務室を他の関係する団体から物理的に隔離された状態とし当該執務室への入室を管理するなどの情報管理措置を規定しているか検討した。また、制定した秘密情報の安全管理に係る実施手順に基づき、執務室を物理的に隔離し、適切に入退室管理を行っているか観察した。 【g)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、JBATAの役職員・委員の報酬体系について、全銀協TIBORの水準に連動させない等、全銀協TIBORの不正操作の誘発を回避するため、リスク管理やコンプライアンス面に配慮した設計・運用を確保しているか検討した。
運営機関の利益相反に係る枠組みは、所有構造や支配関係によって、あるいは運営機関の職員個人やグループが指標決定に関連して有する可能性のあるその他利害関係によって生じる既存又は潜在的な利	【a)について】 JBATAは、「全銀協TIBOR運営機関定款」により事業として全銀協TIBORの算出・公表事業等を行うこととしているが、全銀協TIBORに係る金融取引を	【a)について】 「全銀協TIBOR運営機関定款」を閲覧し、JBATAは事業としてTIBORの算出・公表事業等のみを行うこととされているか検討した。また、「利益相反管

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
益相反を軽減する内容とするべきである。そのために、当該枠組みは、以下の条件を満たすべきである。 a) 指標の決定業務（指標を作成する、若しくは関連業務に関与する全ての職員を含む）と、運営機関又はその関連会社の業務との間に存在する可能性のある利益相反を回避、軽減、あるいは開示するための施策を含んでいること b) 運営機関が、その所有構造や支配関係によって生じる利益相反を、利害関係者及び関連する規制当局に適時に開示するものであること	実施することはない。また、親法人である全国銀行協会においても定款に定める事業には全銀協TIBORに係る金融取引は含まれておらず、同業務を行うことはない。 【b)について】 JBATAは、全国銀行協会が100%議決権を有する子法人であるが、「全銀協TIBOR業務規程」にもとづき、理事の過半数を金融機関に所属する者以外から選任する等により、利益相反を管理している。 また、JBATAは、理事・全銀協TIBOR監視委員会委員の利益相反に関する誓約書をウェブサイトに表示している。	理方針」と「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、JBATAの役職員に対する利益相反管理方針が策定されており、全ての職員に対して利益相反管理態勢が適用されているか検討した。 【b)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、JBATAは全銀協が100%議決権を有する子法人であるが、理事の過半数を金融機関に所属する者以外から選任することと定めているか検討した。 また、理事・監視委員の利益相反に関する状況については、利益相反に関する誓約書を取得し、JBATAのウェブサイト上で対外公表していることを閲覧した。
4.運営機関の統制の枠組み		
運営機関は、指標を決定及び公表するプロセスに対して適切な統制の枠組みを導入すべきである。当該統制の枠組みは、特定された潜在的又は既存の利益相反の重要性、指標設定プロセスにおいて許容される裁量の範囲、指標のインプット・アウトプットの特徴に応じて適切に構築されるべきである。また、当該統制の枠組みは文書化され、（該当があれば）関連する規制当局に利用可能とすべきである。その主な特徴の概要は、利害関係者に対して公表・入手可能とするべきである。 さらに、当該統制の枠組みは、定期的に見直され、必要に応じて変更されるべきである。また、以下に掲げる項目に対応するべきである。 a) 原則3（運営機関の利益相反）を踏まえた利益相反 b) 指標決定の健全性及び品質 i. 指標の品質及び算出方針に係る原則6から15に則った、指標の品質及び健全性を維持する取組み	①JBATAは、全銀協TIBORの公正な算出・公表について全般的な責任を負っており、以下のとおり、指標運営の公正性、透明性の確保のために必要なガバナンス態勢を整備している。 ②JBATAの意思決定機関として理事会を設置し、「全銀協TIBOR業務規程」において、理事の過半数を金融機関に所属する者以外から選任することを規定しており、実施している。 ③また、委員の全員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成される全銀協TIBOR監視委員会を設置し、高い独立性を有した同委員会において、指標運営の適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行っている。 ④なお、「全銀協TIBOR業務規程」等の関連規程はJBATAのウェブサイト上に公表しており、⑤「全銀協TIBOR業務規程」第4条に定める指標の定義および算出方法、その他指標の運営全般についての検証・検討を年1回実施することとしている。	①ガバナンス態勢の整備については、原則3のEYが実施した主な手続を参照。 ②「全銀協TIBOR業務規程」およびJBATAのウェブサイト上で公表されている「役員一覧」を閲覧し、JBATAの意思決定機関として設置された理事会について、理事の過半数は金融機関に所属する者以外から選出されているか検討した。 ③また、「全銀協TIBOR業務規程」およびJBATAのウェブサイト上で公表されている「委員一覧」を閲覧し、監視委員会の委員全員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成されているか検討するとともに、指標運営の適切性の確認および改善策に関する理事会への提言に責任を負う旨、規定されているか検討した。 ④さらに、JBATAのウェブサイトを開覧し、「全銀協TIBOR業務規程」等の関連書類が公表されているか検討した。 ⑤加えて、全銀協TIBOR監視委員会議事録を査閲し、監視委員会において「全銀協TIBOR業務規程」第4条に定める指標の定義および算出方法等を年1

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
ii. データの提供元の適切なデューデリジェンスを含め、データの健全性を高める取組み iii. 原則16から19に則った、説明責任及び不服対応の仕組みの実効性を確保する取組み iv. オペレーショナルリスクなどのリスク管理のための強固なインフラストラクチャー、方針及び手続きの提供 c) 内部告発のメカニズム 運営機関は、潜在的な不正操作や不正行為の早期発見を促進する効果的な内部告発のメカニズムを確立すべきである。また、当該メカニズムは、必要に応じて、これらの事案の对外報告を認めるべきである。 d) 専門知識 i. 適切な水準の専門知識を有する担当者により指標が設定されることが確保され、当該担当者の適性が定期的にレビューされるプロセスを整備 ii. 倫理や利益相反、継続性や後継者育成に係る研修など、職員を対象とした研修の実施	【a)について】 「全銀協TIBOR業務規程」および「利益相反管理方針」において、JBATAの利益相反を統制する枠組みを設けている。 また、「全銀協TIBOR行動規範」において、リファレンス・バンクにおける利益相反管理に関しても定めている。 【b)について】 全銀協TIBORの指標決定の健全性および品質を維持するための対応については、原則6から原則19に係る対応に記載している。 オペレーショナル・リスク等の管理については、「全銀協TIBOR業務規程」において、JBATAは、全銀協TIBORの正確な算出・公表の遂行を目的に、算出・公表にかかる事務手続の整備等を行うこと等により、オペレーショナル・リスクを極減化するための必要な措置を講じる旨を定めている。 具体的には、オペレーショナル・リスク軽減のため、リファレンス・バンクからのレート呈示や運営機関による再鑑業務、公表レートの算出・配信までの業務を事務代行システムを通じて実施している。また、JBATAは、事務代行システムに登録された呈示レートや、同システムで算出された公表レートの妥当性に関して、事務代行システムとは独立したツールを利用して確認している。 【c)について】 JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」にもとづき、全銀協TIBORに関する不正操作や不正行為の早期発見のため、運営機関の職員、事務委託先およびその職員、リファレンス・バンクの職員等からの通報・相談を受け付ける内部通報窓口を設置してい	回見直しているか検討した。 【a)について】 原則3のEYが実施した主な手続を参照。 【b)について】 全銀協TIBORの指標決定の健全性および品質を維持するための対応については、原則6から原則19のEYが実施した主な手続を参照。 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、全銀協TIBORの正確な算出・公表の遂行を目的に、算出・公表にかかる事務手続の整備を行うことにより、オペレーショナル・リスクを最小化するための必要な措置を講じる旨を定めているか検討した。 また、オペレーショナル・リスクを軽減するため、リファレンス・バンクからのレート呈示や運営機関による再鑑業務、公表レートの算出・配信までの業務を事務代行システムを通じて実施しているか観察した。加えて、JBATAが事務代行システムに登録された呈示レートや、同システムで算出された公表レートの妥当性に関して、事務代行システムとは独立したツールを利用して確認しているか観察した。 【c)について】 「全銀協TIBOR業務規程」および「内部通報規則」を閲覧し、JBATAは、全銀協TIBORに関する不正操作や不正行為の早期発見のため、JBATAの職員、事務委託先およびその職員、リファレンス・バンクの職員等からの通報・相談を受け付ける内部通

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	る。 【d)について】 ■運営機関、事務代行会社、バックアップ機関 JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」にもとづき、業務遂行上の倫理や、利益相反管理態勢等を含む研修を役職員に対して実施している。 加えて、事務委託先（事務代行会社、バックアップ機関含む）に対しても「全銀協TIBOR業務規程」や「全銀協TIBOR行動規範」の内容について研修を実施している。 ■リファレンス・バンク リファレンス・バンクに対しては、「全銀協TIBOR行動規範」において、レート呈示責任者およびレート呈示担当者を対象にした、社内研修を最低年1回実施することを求めるとともに、実施した場合には、JBATAに対して報告するよう求めている。なお、JBATAは、リファレンス・バンクの社内研修に供するため、研修資料を作成している。	報窓口を設置しているか検討した。 【d)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、JBATAの役職員に対し業務遂行上の倫理や利益相反管理態勢等を含む研修を実施すること、および事務代行会社、バックアップ機関に対しても「全銀協TIBOR業務規程」や「全銀協TIBOR行動規範」の内容について研修を実施する旨規定しているか検討した。 また、「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、リファレンス・バンクに対しては、レート呈示責任者およびレート呈示担当者を対象にした社内研修を最低年1回実施することを求めるとともに、実施した場合には、JBATAに対して報告するよう規定しているか検討した。 さらに、全銀協TIBOR監視委員会議事録および研修資料を閲覧し、JBATA、事務代行会社、バックアップ機関に対し、業務遂行上の倫理や利益相反管理態勢等を含む研修を実施しているか検討した。
指標が呈示にもとづく場合：運営機関は、データの健全性を以下の方法によって高めるべきである。 a) 指標が計測する「価値」を勘案し、呈示者が当該価値を適切に反映するグループを形成していることを最大限に確保すること b) 呈示者が、「呈示者に係る行動規範」に定める呈示に係る指針や、運営機関の定める呈示に係る品質及び健全性の基準に可能な限り準拠するよう、一連の適切な施策を採用すること c) 呈示の頻度を明確にし、また、すべての指標決定について呈示が行われるべきことを明確にすること d) 実効的にデータや呈示を監視・精査するための施策を策定し、採用すること。これには、データや	全銀協TIBORは、リファレンス・バンクからのレート呈示にもとづき算出される指標である。 【a)について】 全銀協TIBORが表現しようとしている「価値」は、「全銀協TIBOR業務規程」第4条に規定・明示されている。日本円TIBORの場合は「午前11時時点の評価対象市場（本邦無担保コール市場）におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート」としている。また、プライム・バンクを「十分な自己資本と潤沢な流動資産を保有する等財務的に強固であり、評価対象市場の主要な参加行」と定義している。 また、「全銀協TIBOR業務規程」において、リファレンス・バンクを毎年度募集・選定することを定	【a)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、以下について定められているか検討した。 ■日本円TIBORの価値を「午前11時時点の本邦無担保コール市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート」としている。 ■プライム・バンクを「十分な自己資本と潤沢な流動資産を保有する等財務的に強固であり、本邦無担保コール市場の主要な参加行」と定義している。 ■リファレンス・バンクを毎年度募集・選定するこ

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
呈示に係る誤謬を特定及び回避するために実施する、算定前及び公表前のモニタリングや、トレンドや異常値の事後分析も含まれる。	め、選定のために以下の考慮要素を掲げており、上記価値を適切に反映するグループを形成している。 ・市場取引量（評価対象市場の取引残高） ・円資産残高 ・レピュテーション ・レート呈示実績 ・「全銀協TIBOR行動規範」の遵守にかかる態勢整備の状況等 【b)について】 「全銀協TIBOR業務規程」において、JBATAはリファレンス・バンクに対し、行動規範の遵守状況のモニタリングおよびレート呈示内容のモニタリングを実施し、全銀協TIBOR監視委員会において、その適切性の確認を行うことを定めている。 また、JBATAは、「全銀協TIBOR行動規範」において、リファレンス・バンクに対し、以下の事項について運営機関に報告を求めている。 ■レート呈示責任者、担当者 ■呈示内容の事後モニターの結果、疑わしい呈示の存在を認識した場合の報告 ■内部監査、外部監査結果 ■社内研修の実施状況 ■「全銀協TIBOR行動規範」で遵守が求められている事項に関する社内規程 ■「全銀協TIBOR行動規範」への違反等の問題が発生したことを認識した場合の、速やかな運営機関宛報告	とを定め、選定のために以下の考慮要素を掲げており、当該価値を反映するグループを形成している。 ・市場取引量 ・円資産残高 ・レピュテーション ・レート呈示実績 ・「全銀協TIBOR行動規範」の遵守にかかる態勢整備の状況等 【b)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、JBATAがリファレンス・バンクに対し、「全銀協TIBOR行動規範」の遵守状況のモニタリングおよびレート呈示内容のモニタリングを実施し、監視委員会において、その適切性の確認を行うことを定めているか検討した。 また、「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、JBATAがリファレンス・バンクに対し、以下の事項についてJBATAに報告を求めているか検討した。 ■レート呈示責任者、担当者 ■呈示内容の事後モニターの結果、疑わしい呈示の存在を認識した場合の報告 ■内部監査、外部監査結果 ■社内研修の実施状況 ■「全銀協TIBOR行動規範」で遵守が求められている事項に関する社内規程 ■「全銀協TIBOR行動規範」への違反等の問題が発生したことを認識した場合のJBATA宛報告 さらに、全銀協TIBOR監視委員会議事録を閲覧し、「全銀協TIBOR行動規範」に定める報告事項についてリファレンス・バンクから報告を受けているか検討した。

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	【c)について】 「全銀協TIBOR行動規範」において、リファレンス・バンクは「日次で公表対象期間全てのレートを呈示する」ことを定めている。 【d)について】 リファレンス・バンクは、「全銀協TIBOR行動規範」にもとづき、各種取引データの参照に係る優先順位を定めるウォーター・フォール構造にもとづいたレート呈示を行っている。 また、リファレンス・バンクは、「全銀協TIBOR行動規範」にもとづき、レート呈示を行う担当者以外の者による呈示レートの精査・検証等、複数の者による呈示レートのチェック態勢を整備しているほか、呈示レートについて疑わしい呈示がないかどうかモニターし、呈示レートについて疑わしい呈示の存在を認識した場合には、速やかに運営機関宛に報告する態勢を整備している。 JBATAは、リファレンス・バンクからのレート呈示時点において、ウォーター・フォール構造にもとづき参照する各種取引データや、それらにもとづく呈示レートの決定階層の適切性のモニタリングを行っている。また、レート公表前に呈示レートの入力ミスがないか、異常値がないか等の再鑑を行っている。 併せて、全銀協TIBOR監視委員会において呈示レートの事後のモニタリングを実施している。	【c)について】 「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、リファレンス・バンクは「日次で公表対象期間全てのレートを呈示する」ことを定めているか検討した。 【d)について】 「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、以下について定められているか検討した。 ■JBATAでは、レート公表前にレートの入力ミスがないか、異常値がないか等の再鑑を行う。 ■監視委員会において呈示レートの事後モニタリングを実施する。 ■リファレンス・バンクに対し、レート呈示前に「レート呈示を行う担当者以外の者による呈示レートの精査・検証等、複数の者による呈示レートのチェック態勢を整備する」ことを求め、また事後的に「呈示レートについて疑わしい呈示がないかどうかモニター」することを求める。 また、全銀協TIBOR監視委員会議事録を査閲し、呈示レートの事後のモニタリングが実際に行われているか検討した。
5.内部監督機能 運営機関は、指標決定プロセスのあらゆる面をレビューし、検証する監督機能を設けるべきである。当該機能は、指標の特徴や、意図される、予期される、あるいは知られている指標の利用方法や、既存の又は潜在的な利益相反を考慮したものであるべきである。 監督機能は、独立した委員会、又はその他適切な	JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」において、委員の全員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成される全銀協TIBOR監視委員会が、指標運営の適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行うことを規定しており、実施している。	「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、委員の全員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成される監視委員会が、指標運営の適切性の確認および改善策に関する理事会への提言を行うことを規定しているか検討するとともに、JBATAのウェブサイト上で公表されている「委員一覧」を閲覧し、実際に監視委員会の委員全

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
ガバナンス機能のいずれかによって遂行されるべきである。また、監督機能及びその構成要素は、運営機関を実効的に精査することに適したものとすべきである。当該原則を満たしている場合には、タイプや資産クラス毎に指標をグループ化し、当該グループに対し監督を実施することを検討することも可能である。 運営機関は、その監督機能に関連して強固な手続きを構築、維持し、これを文書化し、(該当があれば) 関連する規制当局に入手可能とするべきである。また、手続きの主な特徴は、利害関係者に開示するべきである。この手続きには、以下の項目が含まれる。 a) 監督機能の付託条項 (terms of reference) b) 監督部門のメンバーの選出基準 c) 監督機能に責任をもつ委員会又はその他の機能に係るメンバーシップの概要、利益相反の申告や委員の選出、指名、解任・交代のプロセス	【a)について】 全銀協TIBOR監視委員会の所管事項は、「全銀協TIBOR業務規程」において以下のとおり定めている。 ■全銀協TIBORの運営における以下の事項に関する適切性の確認および改善策に関する理事会への提言 (1)全銀協TIBORの運営における利益相反の管理に関する事項 (2)全銀協TIBORの運営に関する関係当局および外部からの指摘・苦情等への対応に関する事項 (3)行動規範の妥当性や適切性についての定期的な確認に関する事項 (4)リファレンス・バンクの行動規範の遵守状況やレート呈示内容に対するモニタリングの実施に関する事項 (5)全銀協TIBORに関する諸規程の制定、改定および廃止内容の確認に関する事項 (6)運営機関の内部監査計画や監査の結果の確認に関する事項 (7)リファレンス・バンクに対する処分に関する事項 【b)、c)について】 JBATAは、全銀協TIBOR監視委員会の委員をウェブサイトで公表している。また、同委員は、関連する法律や規制、会計、監査、法人のガバナンス等において知見を有する弁護士、公認会計士、学識経験者等から理事会が選定することとしており、独立性確保の観点から金融機関に所属する者を委員に選任しないこととしている。また、同委員は、委員就任時に、運営機関が実施する業務に関する利益相反の	員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成されているか検討した。 【a)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、指標運営に関する最終決定権限と責任は、理事会が負うが、理事会への監督機能も含めた、指標運営全般に対する監督を監視委員会に担わせる体制を構築している旨および具体的な監視委員会の所管事項を規定しているか検討した。 また、全銀協TIBOR監視委員会議事録を査閲し、規定された監視委員会所管事項について、監視委員会に報告されているか検討した。 【b)、c)について】 ウェブサイト上で公表されている「委員一覧」を閲覧し、実際に監視委員会の委員全員が金融機関に所属しない有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）で構成されているか検討するとともに、ウェブサイト上で公表されている利益相反に関する誓約書を閲覧し、理事、監視委員会の委員は就任に当たり、利益相反管理方針に基づき、利益相反に関する誓約書をJBATAに提出し、JBATAは当該誓約書を公

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	有無、および利益相反がある場合にはその内容について運営機関に表明することとし、就任後にこれらにつき変更があった場合も同様とする。なお、全銀協TIBOR監視委員会の議決に関して利益相反のある委員は議決に加わらないこととしている。	表しているか検討した。 また、「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、理事会の理事および監視委員会の委員について、利害関係を有する議決については、その議決に加わらないこととしているか検討した。
監督部門の責任として、以下が挙げられる。 a) 指標の設計に関わる監督 i. 指標及びその算出方針の定義に関する定期的な見直し ii. 指標に係る問題やリスクに関する情報を継続的に入手するための措置をとること、また、(必要に応じて) 外部機関への指標のレビューを委託すること iii. 指標の算出方針に係る変更の監督。例えば、当該算出手法が「価値」を引き続き適切に計測するものであるかを評価すること、算出方針の変更案や変更をレビューすること、運営機関に対し、(分かる範囲での) 利害関係者、又は利用者との間で原則12に則り当該変更に係る協議を行う権限を与えるか、そのことを要求すること iv. 指標を停止する際に運営機関が利害関係者とのように協議すべきかを示した指針など、指標の停止に係る手続きをレビューし、承認すること b) 指標決定及び統制枠組みの健全性に係る監督 i. 第三者による指標決定に係る活動を含む、指標の管理及び運営を監督する。 ii. 内部及び外部監査の結果を検討し、当該監査において指摘された改善措置の実施についてフォローアップする。 iii. 運営機関による専門家の判断の行使を監督し、公表されている算出方針に従っていることを確かめる。 運営機関において、所有構造や支配関係によって、あるいは当該運営機関を所有又は支配するエン	【a)について】 全銀協TIBOR監視委員会の監督事項として「全銀協TIBOR業務規程」に以下の事項が定められ、実施されている。 i. 全銀協TIBOR監視委員会は、JBATAにおける「全銀協TIBOR業務規程」第4条に定める指標の定義、および算出方法、その他指標の運営全般に係る検討状況を確認するとともに、必要に応じて、理事会への改善提言を行う。 ii. 全銀協TIBOR監視委員会は、全銀協TIBORの利用者等からの相談・苦情窓口における対応状況の適切性を確認する。全銀協TIBOR監視委員会は、同確認の結果、必要に応じ、外部機関への指標のレビューの委託を含む、必要な対応を理事会に提言を行う。 iii. 全銀協TIBOR監視委員会は、JBATAによる「全銀協TIBOR業務規程」第4条に定める指標の定義または算出方法の変更に係る検討内容について確認を行う。また、必要に応じて全銀協TIBOR監視委員会は理事会決定の内容を再度確認することができる。なお、JBATAは、同変更が重要な変更にあたると判断される場合には、パブリックコメント等の実施や、必要に応じた利害関係者との協議を行うこととしている。 iv. 全銀協TIBOR監視委員会は、JBATAによる全銀協TIBORの恒久的な公表停止等に係る検討内容について、理事会決定前に報告を受ける。なお、JBATAは、同検討に際しては、パブリックコメント等を実施し、利用者を含めた市場参加者の意見	【a)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、監視委員会の監督事項が定められているか検討した。 また、全銀協TIBOR監視委員会議事録を閲覧し、i 指標およびその算出方針の定義に関する見直しが行われているか、ii TIBORの利用者等からの相談や苦情の状況を確認しているか、iii 指標の算出方針に係る変更が生じた場合には監督を行っているか、およびiv 指標を停止する際にJBATAが利害関係者とのように協議すべきか報告を受け査閲の上承認しているか、検討した。

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
ディティ、当該運営機関又はその関連会社の活動によって、利益相反が生じる可能性がある場合：運営機関は、利益相反を適切に調整できるように選ばれた（分かる範囲での）利害関係者、利用者及び呈示者の均衡のとれた代表を含む独立した監督部門を設置するべきである。	を聴取するとともに、必要に応じて関係当局と協議を行うこととしている。 【b)について】 全銀協TIBOR監視委員会の監督事項として「全銀協TIBOR業務規程」に以下の事項が定められ、実施されている。 i. 全銀協TIBOR監視委員会は、運営機関の業務全般について、自ら、あるいは監視委員会室に指示して、調査・確認を行うことができることとしている。 ii. 全銀協TIBOR監視委員会は、運営機関の内部監査計画や監査の結果の確認を実施している。 iii. 全銀協TIBOR監視委員会は、リファレンス・バンクの行動規範の遵守状況や、専門家判断の行使有無を含むレート呈示内容に対するモニタリングを実施している。	【b)について】 「指標の管理及び運営を監督する」事項については、a)について記載の通り、検討した。 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、JBATAの内部監査計画や監査の結果の確認に関する事項が定められているか検討するとともに、全銀協TIBOR監視委員会議事録を閲覧し、JBATAのガバナンス態勢等に関する内部監査結果や外部監査結果および監査結果の对外公表について監視委員会に報告されており、改善措置の実施状況を確認しているか検討した。
指標が呈示にもとづく場合：監督部門は、以下のような方法をもって、適切に監督を実施し、呈示について検証するべきである。 a) データや呈示に対する運営機関による精査及び監視を監督する、また、それらについて検証する。例えば、データや呈示の態様について定期的に議論を行うこと、データや呈示を分析するうえで用いるパラメータを定義すること、異常なデータや呈示について検証あるいはサンプリングを行うに当たっての運営機関の役割を問うことなどが含まれる。 b) 「呈示者に係る行動規範」の監督 c) 「呈示者に係る行動規範」の違反に対応する実効的な取決めの確立 d) 異常あるいは疑わしい呈示の可能性を検出し、疑わしい行為があった場合、当該行為及び発覚した呈示者による不正行為を、（該当があれば）関連する規制当局に報告するための方策を講じること	【a)について】 JBATAは、定期モニタリングにおいて、リファレンス・バンクによる呈示レートの分析、検証を実施している。その分析、検証結果を全銀協TIBOR監視委員会に報告し、その妥当性を判断している。 JBATAは定期モニタリングの結果も踏まえて、四半期ごとに誤算出の有無についてJBATAウェブサイトで公表している。 【b)について】 JBATAは、年1回リファレンス・バンクの「全銀協TIBOR行動規範」の遵守状況を確認し、全銀協	【a)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、「全銀協TIBOR行動規範」の遵守状況およびレート呈示内容のモニタリングを実施する旨定められているか検討した。 また、JBATAが入手した内部監査/外部監査結果を閲覧し、全てのリファレンス・バンクから内部監査/外部監査結果を入手していること、および発見事項が存在している場合にはJBATAによるフォローアップが実施されているか検討した。 さらに、全銀協TIBOR監視委員会議事録を査閲し、レート呈示内容のモニタリングについて監視委員会において協議され、了承されているか検討した。 【b)、c)について】 全銀協TIBOR監視委員会議事録を査閲し、各リファレンス・バンクより行動規範の遵守に係る態勢の

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	TIBOR監視委員会でその適切性を確認している。 【c)について】 JBATAは、リファレンス・バンクによる「全銀協TIBOR行動規範」遵守の実効性を高めるための取り決めとして、社内規程の整備およびその提出を定めている。 【d)について】 JBATAは、リファレンス・バンクの呈示レートの適切性に疑義のある場合やリファレンス・バンクにおいて「全銀協TIBOR行動規範」に違反する行為を行っていることを認識した場合等には、その事実を速やかに全銀協TIBOR監視委員会、理事会および関係当局に報告することを「全銀協TIBOR業務規程」に定め、そのための態勢を構築している。	整備状況に係る報告を受け、その適切性を確認しているか検討した。 【d)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、行動規範違反が生じたリファレンス・バンクへの対応について、監視委員会で対応の検討を行い理事会がこれを決定する旨規定されているか検討した。また、理事会および監視委員会の議事録を査閲し、リファレンス・バンクにおいて行動規範違反事由が生じた場合に報告されているか検討した。
指標の品質		
6.指標の設計		
指標は、計測する「価値」の経済的な実態を正確かつ高い信頼性をもって反映するよう設計され、指標に係る価格やレート、指数、価値の歪曲をもたらすような要素を排除するものであるべきである。 指標の設計にあたっては、以下の一般的かつ包括的な特徴の他、特定の「価値」にとって適当なその他の要素も考慮されるべきである。 a) 「価値」を反映するために利用するサンプルの妥当性 b) 関連市場の規模及び流動性（例えば、観測可能な、透明性のある価格設定が可能となるような十分な取引の存在等） c) 指標を参照する市場における取引量との関係での、当該指標の基礎となる市場（underlying market）の相対的な規模 d) 市場参加者の間の取引の分布状況（市場集中	①全銀協TIBORが表現しようとしている「価値」は、全銀協TIBOR業務規程第4条に規定・明示されている。日本円TIBORの場合は「午前11時時点の評価対象市場（本邦無担保コール市場）におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート」であり、リファレンス・バンクからの呈示レートのうち、最高2社の値および最低2社の値を除外して、残りの値を単純平均して算出している。 ②JBATAは、リファレンス・バンクによる指標の定義にもとづく適切なレート呈示を担保するため、評価対象市場の実取引データをはじめとした各種データにもとづく恣意性の働かないウォーターフォール構造による呈示レートの算出方法を定めた「全銀協TIBOR行動規範」を制定し、公表している。	①「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、全銀協TIBORが表現しようとしている「価値」とその設計について規定・明示されているか検討した。 ②また、JBATAのウェブサイトを閲覧し、リファレンス・バンクがレート呈示に関し遵守すべき事項やリファレンス・バンクにおいて態勢整備が必要となる事項等を定めた「全銀協TIBOR行動規範」を公表しているか検討した。

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
度) e) 市場の動態（指標が、指標の裏付けとなっている資産の変動を確実に反映していることの確保等）	【a)について】 上記のとおり、日本円TIBORが反映しようとしている「価値」は、「午前11時時点の本邦無担保コール市場におけるプライム・バンク間の取引」であることを踏まえ、JBATAは、市場取引量（本邦無担保コール市場取引残高）、円資産残高、参画業態の多様性等を考慮して日本円TIBORのリファレンス・バンクを選定している。 【b)、c)、d)、e)について】 JBATAは、全銀協TIBORの運営態勢の定期的な見直しにより、日本円TIBORの評価対象市場（本邦無担保コール市場）の規模や構造上の変化有無や、リファレンス・バンクの呈示レートの算出根拠の適切性を検証している。2026年3月に実施した同検証においては、評価対象市場の状況等において構造上の変化は観測されなかったこと、また、リファレンス・バンクの呈示レートの算出根拠の適切性に問題はないと評価している。	【a)、b)、c)、d)、e)について】 「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、リファレンス・バンクとなるための考慮要素が規定されているか検討した。
7.データの十分性		
指標の決定に使用するデータは、指標が計測する「価値」を正確かつ高い信頼性をもって反映するのに十分であるべきであり、かつ以下を満たすべきである。 a) 価格発見システムの信頼性を確保するため、需要と供給の競争原理によって決定した価格、レート、指数、又は価値に基づくこと b) 価格、レート、指数、又は価値にとっての信頼性の高い指標として機能するために、指標が計測する「価値」に関する市場における観測可能な独立当事者間取引によって裏付けられていること 当該原則は、指標が、観測可能かつ真正な、独立当事者間取引を行う活発な市場に基づくこと（すな	【a)、b)について】 「全銀協TIBOR行動規範」において、リファレンス・バンクにおける呈示レートの算出方法として、以下のとおり、評価対象市場の実取引データをはじめとした各種データにもとづく恣意性の働かないウォーターフォール構造を定めており、特に(1)～(3)においては、完全に専門家判断を排除している。 また、全銀協TIBORは、2017年7月24日の全銀協TIBOR改革実施後、評価対象基準日に至るまで、「(4)専門家判断」により呈示レートが算出・決定された事例はなく、評価対象市場における実取引データをはじめとした各種データにより算出・決定されている。 (1) 評価対象市場のデータを使用する層 (2) 評価対象市場に準ずる市場のデータを使用す	【a)、b)について】 「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、ウォーターフォール構造に基づくリファレンス・バンクのレート呈示について、定義づけられているか検討するとともに、全銀協TIBOR監視委員会議事録を査閲し、公表レート等の推移およびリファレンス・バンクの呈示レートの決定階層状況についてモニタリングを実施しているか検討した。 また、リファレンス・バンクの呈示レートの決定階層状況についてモニタリングを実施している全銀協TIBOR監視委員会議事録を査閲し、信頼性の高い指標として機能するためのデータの十分性および専門家判断の利用の有無について検討した。

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
わち、その市場で裏付けられること)を定めるものである。原則 7 は、個々の指標を決定するに当たって、取引データのみに基づかなければならないことを意味するものではない。活発な市場が存在することを条件として、ある日の市況によっては、運営機関は、取引データに付随又は補足するものとして、観測可能な市場データに関連する異なる形態のデータに依拠することが求められる場合がある。この結果、運営機関の算出方針によっては、主として、あるいはもっぱら、ビッド・オファーに基づき、又は過去の取引から推定することによって、個々の指標が決定されることになる。この点については、原則 8でさらに明示されている。 上記のサブパラグラフ(a)及び(b)を充足していることを条件に、原則 7 は、真正かつ独立当事者間取引で構成される観測可能な市場によって裏付けられる指標を作成する手段として、取引執行されうるビッドやオファーを使用することを妨げるものではない。 例えば、長期にわたって市場全体の取引量が多いものの、ある日においてはファームのビッド・オファーの方が公示取引よりも多い可能性もあるような市場では、この手法は適している場合もある。 本原則は、様々な指数が、ルールベースの投資戦略のパフォーマンス、指数や市場のボラティリティないし推移、又は市場又は活発な市場のその他の側面を計測若しくは反映するよう設計されている場合があることも認識している。指数が取引を反映するものではない場合や、指標が、取引に基づかないデータが反映するものを計測しようとする性質を持つ場合、取引データ以外のデータを使用することを妨げない。 例えば、証券取引に関する指数のボラティリティを計測するために設計された特定のボラティリティ・インデックスは、取引データ以外のデータに依	る層 (3) ホールセール市場を含む関連市場のデータを使用する層 (4) 専門家判断	

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
拠しているが、当該データは実際に機能している証券市場又はオプション市場から得られており、当該市場に裏付けられている。		
8.データのヒエラルキー		
運営機関は、データの使用順序及び指標設計に利用する専門家の判断について明確な指針を策定し、公表するか入手可能にすべきである。一般的に、データのヒエラルキーの構成要素としては以下を含むべきである。 a) 指標が呈示に依拠している場合、呈示者自身が行った「価値」に関する又は関連市場における呈示者による独立当事者間取引 b) 「価値」に関する独立当事者間取引であって報告又は観測されたもの c) 関連市場における独立当事者間取引であって報告又は観測されたもの d) 業者による（取引執行されうる）ビッド・オファー e) その他の市場情報又は専門家の判断 当該原則は、データの十分性の原則（すなわち、活発な市場の存在）に従うことを条件として、運営機関の算出方針で定められている指標決定に係る品質、健全性、継続性及び信頼性を確保するための運営機関の試みと一致するよう、運営機関が柔軟にデータを使用することを制限するものではない。運営機関は、その算出方針において、指標の品質と健全性の確保に適切と考えるデータを柔軟に利用すべきである。例えば、活発であるが流動性の低い市場で取引が毎日存在するとは限らない場合、運営機関によっては、専門家の判断に依拠することを決定することがある。 IOSCO は、確認されたビッドやオファーが異常値を示す実取引よりも意味を持つ場合（例えば流動	【a)、b)、c)、d)について】 JBATAは、「全銀協TIBOR行動規範」において、リファレンス・バンクが呈示レートを算出するに当たり利用するデータのヒエラルキーを、ウォーターフォール構造として、以下のとおり定め、公表している。同ウォーターフォール構造においては、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照する仕組みを規定している。 (1) 評価対象市場のデータを使用する層 (2) 評価対象市場に準ずる市場のデータを使用する層 (3) ホールセール市場を含む関連市場のデータを使用する層 (4) 専門家判断	【a)、b)、c)、d)について】 「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、データのヒエラルキーについて規定されているか検討した。また、JBATAのウェブサイトを閲覧し、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照する仕組みを規定したウォーターフォール構造が公表されているか検討した。

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
性の低い市場)が存在し得ることも認識している。こういった状況では、ある指標決定においては、ビッド・オファー及び過去の取引から推定されるデータ等の取引データ以外のデータが優位となるかもしれない。		
9.指標決定の透明性		
運営機関は、運営機関の公表期限に遅延することのないよう合理的な程度に、各指標決定について説明し、公表すべきである。 a) 利害関係者又は市場当局が、どのように指標が決定されたかについて理解を深めるのに十分な、簡潔な説明。これには、少なくとも、評価対象の市場の規模及び流動性（呈示された取引件数と取引量を意味する）、取引量及び価格の範囲とその平均、並びに指標決定において検討された各種の市場データの割合を含む。算出方針を指す用語（すなわち、取引ベース、スプレッドベース、又は内挿法／外挿法等）も含むべきである。 b) 指標の決定にあたり専門家の判断が利用された場合、その程度及び根拠の簡潔な説明	①「全銀協TIBOR行動規範」において、「全銀協TIBOR業務規程」における定義にもとづき、リファレンス・バンクの呈示レート of 算出・決定プロセスをウォーターフォール構造として定め、公表している。 【a)について】 ②全銀協TIBORの指標決定に使用するデータソースは、リファレンス・バンクからの呈示レートのみであり、各リファレンス・バンクの呈示レートは情報提供会社を通じて公表している。利用者や規制当局は、公表された全銀協TIBORとリファレンス・バンクの呈示レート、算出の際に除外された最高2社の値および最低2社の値を確認することが可能である。 加えて、全銀協TIBORの評価対象市場の状況や、リファレンス・バンクの呈示レートの決定階層の割合を年1回公表している。 【b)について】 ③リファレンス・バンクの決定階層の割合に関する資料を年1回公表しており、専門家判断が利用された場合は、同資料に掲載される。なお、2017年7月24日の全銀協TIBOR改革実施後、評価対象基準日に至るまで、専門家判断により呈示レートが算	【a)について】 ①「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、定義に基づくレートの呈示について規定されているか検討した。 ②また、レートの算出・公表のプロセスの観察・質問を通して、全銀協TIBORの指標決定に使用するデータソースは、リファレンス・バンクからの呈示レートのみであり、各リファレンス・バンクの呈示レートは情報提供会社を通じて公表されているか、および利用者や規制当局は、公表された全銀協TIBORとリファレンス・バンクの呈示レート、算出の際に除外された最高2社の値および最低2社の値を確認することが可能であるか検討した。 また、JBATAのウェブサイトを開覧し、全銀協TIBORの評価対象市場の状況およびリファレンス・バンクの呈示レートの算出根拠の状況を公表しているか検討した。 【b)について】 ③JBATAのウェブサイトにて公表されているリファレンス・バンクの呈示レートの算出根拠の状況を閲覧し、専門家の判断の利用有無について検討した。

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	出・決定された事例はない。	
10.定期的な見直し		
運営機関は、指標によって計測される「価値」の状況を定期的に見直し、算出方針の設計の変更を要するような構造的な変更があったかを判断すべきである。また、運営機関は、この「価値」が使用するに値しなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標の基礎としての役割を持たなくなっているかについて定期的に見直すべきである。 運営機関は、見直しによって指標に重要な修正が加えられた場合、当該見直しの概要（修正の根拠を含む）を公表・入手可能にすべきである。	①JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」において、指標の定義、全銀協TIBORが表現しようとしている「価値」を適切に反映するための指標の算出・決定プロセスおよび外部からの照会・苦情等を、定期的に評価・検証することを規定しており、ウェブサイトで公表するとともに実施している。 加えて、評価対象市場の状況ならびに当該市場においてリファレンス・バンクが占める取引割合、および評価対象市場以外の関連市場の状況を検証し、市場環境の変化に応じて、全銀協TIBORの算出方針に見直しの必要性がないか定期的に確認している（毎年3月）。全銀協TIBORの透明性・頑健性・信頼性の維持・向上に向けた検討を継続するなかで必要がある場合には、市中協議を実施の上、見直しを実施することとしている。 市中協議の実施に当たっては、「全銀協TIBOR業務規程」において、市中協議を実施する場合の基準やウェブサイトでの周知期間（3か月前）、決議のプロセス（運営委員会で検討の上、監視委員会の確認を受けて理事会に付議）等を規定しており、ウェブサイトで公表している。 ②JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」第4条に定める指標の定義、算出方法等の変更を行う場合には、その実施の3か月以上前に、具体的な変更内容、変更理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）および実施日を公表することとしている。	①「全銀協TIBOR業務規程」およびJBATAのウェブサイトを閲覧し、全銀協TIBORが表現しようとしている「価値」とその設計について規定・明示されており、同ウェブサイトで公表されているか検討した。 ②また、「全銀協TIBOR業務規程」およびJBATAのウェブサイトを閲覧し、市中協議の実施に関する基準等について規定・明示されており、実施された市中協議の内容と併せて同ウェブサイトで公表されているか検討した。
算出方針の品質		
11.算出方針の内容		
運営機関は、指標を決定するために使用する算出	JBATAは、全銀協TIBORの算出方針を「全銀協	「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBOR

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
方針を文書化し、公表・入手可能にすべきである。運営機関は、特定の算出方針を採用する根拠を提供すべきである。公表する算出方針は、利害関係者がどのように指標が決定されるかを理解したうえで、指標の反映対象、特定の利害関係者との関連性、金融商品の参照指標としての妥当性について評価できるように、十分に詳細な情報を提供すべきである。算出方針は、最低限、以下を含むべきである。 a) 重要な用語の定義 b) 指標を策定するために使用されるすべての基準と手続き。これには、データの選択、指標を決定するために使用したデータの組み合わせ、運営機関による専門家の判断の利用を管理するための指針、特定の種類のデータの優先性、指標を決定するために必要な最低限のデータ、すべてのモデル又は推定の方法が含まれる。 c) 各指標の決定に利用される専門家の判断の一貫性を高めるために設計された手続きと方法 d) 市場のストレス時又は混乱時、あるいはデータソースの欠如時に指標の決定方法を管理する手続き（例えば、理論的な見積りモデル） e) エラー報告に対応するための手続き（指標の訂正が必要となる場合を含む） f) 内部レビューの頻度及び算出方針の承認に関する情報。可能な場合、公表される算定手法は、当該手法の外部レビューの手続きと頻度に関する情報も含むべきである。 g) （必要に応じて）運営機関が利害関係者と協議を行う状況及び手続き h) 指標の潜在的な限界を特定すること。これには、市場の流動性の低下又は分裂や、データの潜在的な集中が含まれる。	TIBOR業務規程」および「全銀協TIBOR行動規範」に定め、公表している。 【a)について】 「全銀協TIBOR業務規程」、「全銀協TIBOR行動規範」に「日本円TIBOR」や「プライム・バンク」等の重要な用語の定義を規定している。 【b)、c)について】 「全銀協TIBOR行動規範」において、リファレンス・バンクにおける呈示レートの算出方法として、ウォーターフォール構造を以下のとおり定め、公表している。同ウォーターフォール構造においては、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で、評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照する仕組みを規定している。 (1) 評価対象市場のデータを使用する層 (2) 評価対象市場に準ずる市場のデータを使用する層 (3) ホールセール市場を含む関連市場のデータを使用する層 (4) 専門家判断 また、「(4) 専門家判断」を含め、呈示レートの決定に際し参照したデータ等について、算出根拠として保存することを定めている。 【d)について】 「全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プラン」において、関係諸施設の被災、停電等の事態（非常事態）の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協TIBORの算出・公表が困難になる場合に備えた対応を規定している。	行動規範」を閲覧し、重要な用語の定義を含む全銀協TIBORの算出方針が規定されており、同ウェブサイト上で公表されているか検討した。 【a)について】 「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、呈示レートの算出根拠としての各種データ等に関する重要な用語の定義が規定されているか検討した。 【b)、c)について】 「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、リファレンス・バンクにおける呈示レートの算出方法として、評価対象市場のデータを最上位に置いた上で評価対象市場と類似性が高い関連市場のデータから優先的に参照するウォーターフォール構造を規定し、公表しているか検討した。 【d)、h)について】 「全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を閲覧し、JBATAの意図に反してTIBORの算出・公表が困難になる場合に備えた対応が規定されているか検討した。

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	【e)について】 「全銀協TIBOR業務規程」において、リファレンス・バンクが呈示レートを訂正する場合の手続きを定めている。 また、「全銀協TIBORの公表レート等の修正に係る取扱い方針」において、運営機関またはリファレンス・バンクが公表レートまたは呈示レートを誤算出した場合における報告の手続きや、公表レートや呈示レートの修正に係る取扱いを定めている。 【f)、g)について】 原則10参照。 【h)について】 「全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プラン」において、関係諸施設の被災、停電等の事態（非常事態）の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協TIBORの算出・公表が困難になる場合に備えた対応を規定している。	【e)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、リファレンス・バンクが呈示レートを訂正する場合の手続きについて規定されているか検討した。 【f)、g)について】 原則10のEYが実施した主な手続を参照。
指標が呈示にもとづく場合、以下の追加的な原則も適用される。 運営機関は、呈示者の追加と除外に係る基準を明確に策定すべきである。これらの基準は、運営機関の法域と呈示者の法域が異なる場合、呈示者の所在地から生じるすべての問題を考慮に入れるべきである。当該基準は、（該当があれば）関連する規制当局が入手可能とすべきであり、利害関係者に対して公表・入手可能とすべきである。また、通知期間を含む、呈示者の構成の変更に関連するあらゆる規定を明確にすべきである。	「全銀協TIBOR業務規程」において、JBATAはリファレンス・バンクを毎年度募集・選定することとしており、以下の要素を考慮することとしている。 ■市場取引量（本邦無担保コール市場取引残高） ■円資産残高 ■レピュテーション ■レート呈示実績 ■本行動規範の遵守にかかる態勢の整備状況 ■邦法域外から恒常的にレートの呈示が行われる可能性が高い場合には、法域が異なることによって生じる問題 ■全銀協TIBORの継続性 ■参画業態の多様性	「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、リファレンス・バンクは毎年度見直すこととされているか検討した。 また、見直しにあたっては以下の要素に加え業種の多様性を考慮する旨が規定されているか検討した。 ■市場取引量（本邦無担保コール市場取引残高） ■円資産残高 ■レピュテーション ■レート呈示実績 ■本行動規範の遵守にかかる態勢の整備状況 ■本邦法域外から恒常的にレートの呈示が行われる可能性が高い場合には、法域が異なることによ

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
		て生じる問題 ■全銀協TIBORの継続性 ■参画業態の多様性
12.算出方針に対する変更		
運営機関は、提案されている算出方針への重要な変更の根拠とそのような変更を行う手続きを公表・入手可能にすべきである。これらの手続きは、何が重要な変更にあたるかということと、変更について利用者（及び指標が使用されている範囲及び深度を勘案のうえ、必要に応じて、その他の利害関係者）と協議するか、又は利用者に通知する方法とタイミングを明確にするものであるべきである。 これらの手続きは、運営機関が指標決定の健全性を継続的に確保するという最優先の目的と一致すべきである。変更が提案された場合、運営機関はこれらの変更が具体的にどのような結果を伴うか、及びその適用予定時期について、明確に示すべきである。 運営機関は、監督部門が算出方針の変更を精査する方法を明記すべきである。 運営機関は、監督部門が重大であるとみなした算出方針への変更に関する利害関係者との協議の手続きを策定すべきである。これは、指標が利用される範囲及び深度と、利害関係者の性質との関係で適切であり、かつ適合するものであるべきである。手続きは、以下を満たすものであるべきである。 a) 運営機関による全般的な評価を勘案したうえで、重大な変更案の影響について利害関係者が分析やコメントを行う十分な機会を与えるための、事前通知と明確な期間を提供すること。 b) コメントを提出した者が機密にすることを要望した場合を除き、利害関係者のコメントの概要及びこれらのコメントに対する運営機関の回答の概要	JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」において、指標の定義または算出方法を変更する場合の手続について、市中協議を実施する基準やウェブサイトでの周知期間（3か月前）、決議のプロセス（全銀協TIBOR運営委員会で検討の上、全銀協TIBOR監視委員会の確認を受けて理事会に付議）等を規定しており、ウェブサイトで公表している。 JBATAは、次に掲げるいずれかまたは双方の状態が一定程度の期間にわたり継続するおそれがあり、かつ、早期に改善する見通しがたたない場合において、全銀協TIBORの指標性が失われる可能性がある判断した時は、指標の定義、算出方法の変更を検討することとしている。 ■評価対象市場において、「全銀協TIBOR業務規程」第4条で定める指標の定義や算出方法等の変更を要するような構造的な変化があった場合 ■全銀協TIBORによって計測される価値が一般に使用されなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標としての基礎としての役割を果たさなくなったと考えられる場合 または、上記に関わらず、利用者のニーズの変化や、市場の実態を踏まえて、当運営機関が必要と判断した場合には、随時、「全銀協TIBOR業務規程」第4条で定める指標の定義、算出方法の変更を検討することとしている。 【a)について】 JBATAは、評価対象市場の状況変化等を受け、将来的に指標の定義・算出方法が見直される可能性があることをウェブサイト上で公表し、利用者等への周知を行う。	「全銀協TIBOR業務規程」およびJBATAのウェブサイトを開覧し、指標の定義または算出方法を変更する場合の手続が規定されており、当該手続がウェブサイトで公表されているか検討した。 【a)について】 「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBORの定義・算出方法に関する重要な変更や恒久的な公表停止時等における対応方針」を開覧し、全銀協TIBORの定義・算出方法の重要な変更の検討に当た

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
を、協議期間の終了後、すべての利害関係者が入手できるようにすること。	また、指標の定義・算出方法の重要な変更がなされた場合に備え、契約の当事者間で、契約書面において事前の措置を講じることをウェブサイト上で推奨する。 なお、JBATAは、指標の定義・算出方法の重要な変更の検討に当たり、十分な意見募集期間を設定したパブリック・コメント等の実施や必要に応じた利害関係者との協議を行う。 【b)について】 JBATAは、指標の定義・算出方法の変更を行う場合には、その実施の3か月以上前に以下の内容を公表する。 ■ 具体的な変更内容 ■ 変更理由 ■ 変更実施時 ■ パブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議内容（コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く）	り、十分な意見募集期間を設定したパブリック・コメント等の実施や必要に応じた利害関係者との協議を行うこと、および同検討時には、金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、全銀協TIBORの決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮する旨が規定されているか検討した。 【b)について】 「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBORの定義・算出方法に関する重要な変更や恒久的な公表停止時等における対応方針」を閲覧し、全銀協TIBORの恒久的な公表停止を行う場合には、その実施の3か月以上前に以下の内容を公表する旨が規定されているか検討した。 ■ 具体的な変更内容 ■ 変更理由 ■ 変更実施時 ■ パブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議内容（コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く）
13.移行 運営機関は、市場構造の変化、商品の定義の変更、又は指標が測定対象とする「価値」を反映しなくなるようなその他の状況による指標の停止の必要性に対応するため、明確な方針書と手続書を整備すべきである。これらの方針書と手続書は、指標を参照する契約と金融商品の幅と深度に加え、指標の停止が経済・金融安定性に及ぼす影響に対応したもの	①JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」や「全銀協TIBORの定義・算出方法に関する重要な変更や恒久的な公表停止時における対応方針」において、全銀協TIBORの恒久的な公表停止時の対応を定め、公表している。 ②また、JBATAは、2022年8月、「全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議」を公	①「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBORの定義・算出方法に関する重要な変更や恒久的な公表停止時における対応方針」を閲覧し、全銀協TIBORの公表を停止する際の対応が規定されており、ウェブサイト上で公表されているか検討した。 ②また、「全銀協TIBORの定義・算出方法に関する重要な変更や継続的な公表停止時における対応方

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
であるべきである。運営機関は、特定の指標について方針書と手続書を定めるに当たって、利害関係者、関連当局、及び国内当局の見解を勘案すべきである。 これらの方針書と手続書は、すべての利害関係者に対して公表・入手可能とするべきである。 運営機関は、利用者及び指標を参照する金融商品を保有するその他の利害関係者が、以下を確保するための措置を講じることを促すべきである。 a) 指標を参照する契約又はその他の金融商品が、参照する指標の重要な変更があった場合又は停止した場合の強固な代替措置を講じること b) 利害関係者が、運営機関が管理できない外的要因を含む様々な要因によって指標に重要な変更が必要となる可能性について認識すること 指標停止の可能性に対応する運営機関の方針書と手続書には、運営機関が妥当かつ適切であると判断した場合、以下の項目を含めることが考えられる。 a) 信頼性が高い代替指標を選択するための基準。 例えば、既存の指標の特徴（代替市場の信頼度、満期、流動性等）に可能な限り合致しているか、指標間の差異、代替的な指標が利害関係者の資産・負債のニーズを満たす程度、修正された指標が投資可能かどうか、透明性のある取引データの入手可能性、利害関係者に対する影響、既存の法令の影響を含むが、これらに限定されない。 b) 新たな指標への秩序だった移行を行うために複数の指標を同時に維持することが実践的であるか	表し、国内法に準拠する日本円TIBORまたはユーロ円TIBOR¹を参照するキャッシュ商品（貸出・債券）を対象として、フォールバックにおける主要論点である（1）フォールバックの発動条件（トリガー）、（2）フォールバック・レートの候補、および（3）全銀協TIBORとフォールバック・レートとの間の差異（スプレッド）を調整する手法等について、幅広い市場参加者への意見照会を行った。 その後、2023年3月には、同市中協議の結果とともに、全銀協TIBORのフォールバックに係る論点（トリガーおよび後継金利）についてのJBATAの見解および全銀協TIBORを参照する契約へのフォールバック条項の導入に係る考え方等を公表している。 JBATAは、「全銀協TIBORの定義・算出方法に関する重要な変更や恒久的な公表停止時等における対応方針」で以下のように定めている。 【a)について】 ③JBATAは、全銀協TIBORの定義・算出方法の重要な変更や恒久的な公表停止がなされた場合に備え、契約の当事者間で、契約書面において事前の措置を講じることをウェブサイト上で推奨する。具体的には、恒久的な公表停止に係る事前の措置として、全銀協TIBORを参照する契約にフォールバック条項（トリガー（フォールバックの発動条件）、および後継金利（フォールバック・レート＋スプレッド調整（値）））を具備すべきと考えられる。なお、これらの検討に当たっては、JBATAが実施した「全銀協TIBORのフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果を参考の一つにすることが考えられる。 【b)について】	針」を閲覧し、IBORsが恒久的に公表停止した場合のフォールバック・プランに係る契約の堅牢性に向けた国際的な検討・議論状況を踏まえた対応方針が規定されており、ウェブサイト上で公表されているか検討した。 【a)について】 ③「全銀協TIBOR業務規程」および「全銀協TIBORの定義・算出方法に関する重要な変更や恒久的な公表停止時等における対応方針」を閲覧し、全銀協TIBORの恒久的な公表停止に際してのウェブサイト上での公表に関する規定がなされているか検討した。 【b)について】

¹ 2024年12月末の最終公表をもって、ユーロ円TIBORの全テナーは恒久的に公表停止している。

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
(可能な場合、既存の契約と金融商品が満期を迎え、新たな指標を公表するまで、一定期間、既存の指標を維持する) c) 適切な代替指標を特定できなかった場合に運営機関が取る手続き d) 指標又は指標のテナーが完全に停止される場合、既存の契約が、必要に応じて、代替指標に移行することができるよう、指標を引き続き算定する期間について定める方針 e) 運営機関が、必要に応じて利害関係者及び関連する市場当局及び国内当局を、代替指標を選択してこれに移行する行為に従事させるプロセス。これは、指標を参照する金融商品のテナーに応じた対応を行うための時間枠及び利害関係者に対する十分な周知を含む。	④JBATAは、評価対象市場の状況変化等を受け、将来的に全銀協TIBORの定義・算出方法が見直される可能性があること、およびこれらの状況変化等により全銀協TIBORの恒久的な公表停止がなされる可能性があることをウェブサイト上で公表し、利用者等への周知を行う。	④「全銀協TIBORの定義・算出方法に関する重要な変更や恒久的な公表停止時等における対応方針」を閲覧し、評価対象市場の状況変化等を受け、将来的に全銀協TIBORの定義・算出方法が見直される可能性があること、およびこれらの状況変化等により全銀協TIBORの恒久的な公表停止がなされる可能性があることをウェブサイト上で公表しているか検討した。
14.呈示者に係る行動規範		
指標が呈示に基づく場合、以下の追加的な原則も適用される運営機関は、呈示者に係る指針を策定し(「呈示者に係る行動規範」)、(該当があれば)関連する規制当局が入手可能にすべきであり、利害関係者に対して公表・入手可能にすべきである。 運営機関は、呈示者に係る行動規範を遵守する主体からのデータ又は呈示のみを使用すべきであり、運営機関は呈示者の遵守状況を適切に監視及び記録すべきである。運営機関は、呈示者に対して、年1回及び呈示者に係る行動規範の改訂の都度、呈示者に係る行動規範への遵守状況を確認することを要求すべきである。 運営機関の監督部門は、呈示者に係る行動規範の継続的な見直しと監視の責任を担うべきである。呈示者に係る行動規範は、以下を取り扱うものであるべきである。 a) データの選択	JBATAは、リファレンス・バンクがレート呈示に関し遵守すべき事項や実施すべき態勢整備等に係る「全銀協TIBOR行動規範」を定め、公表している。 また、JBATAは、リファレンス・バンクからの呈示されるレートにもとづき全銀協TIBORを算出しており、全銀協TIBOR監視委員会において、リファレンス・バンクにおける「全銀協TIBOR行動規範」の遵守状況をモニタリングしている。 なお、リファレンス・バンクにおける「全銀協TIBOR行動規範」の遵守状況のモニタリングは、年1回および本行動規範の改定の都度、実施している。 【a)について】 原則7参照。 【b)、c)について】 レート呈示責任者・担当者について、その要件や	「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、リファレンス・バンクがレート呈示に関し遵守すべき事項やリファレンス・バンクにおいて態勢整備が必要となる事項等が定められており、ウェブサイト上で公表されているか検討した。また、全銀協TIBOR監視委員会議事録を査閲し、リファレンス・バンクにおける「全銀協TIBOR行動規範」の遵守状況のモニタリングを実施しているか検討した。 【a)について】 原則7のEYが実施した主な手続を参照。 【b)、c)、d)について】 「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、レート呈示

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
b) データ及び情報の運営機関への呈示担当者 c) 呈示者及びデータや情報を報告する呈示者の職員の確認、並びに、当該職員が呈示者に代わって市場データの報告を行う権限について検証するための品質管理手続き d) 呈示者に代わって運営機関にデータ又は情報を呈示する呈示者の職員に適用される基準 e) 呈示者が途中で調査や呈示行 (Panels) から脱退しないようにするための措置 f) 呈示者がすべての関連データを呈示することを促す措置 g) 呈示者の内部システムと内部統制。これには以下を含むべきである。 i. データを呈示するための手続き (運営機関の算出方針に従い、適格なデータの種類の決定するための手法を含む) ii. 疑わしいデータ又は取引 (グループ間取引を含む) を検出及び検証し、また、必要に応じて、当該データが真正であるかを確かめる手続き iii. 専門家の判断の利用方法について案内し、詳細を示す方針 (文書化の要件を含む) iv. 記録保持に係る方針 v. 呈示前のデータの検証及びデータ確認のための上級職員による複数回の検証の手続き vi. 研修 ((指標規制又は市場における不正行為を扱う) 関連する規制に関する研修を含む) vii. 疑わしい呈示の報告 viii. 主要な人物の役割と責任及び説明責任のあるライン ix. データを呈示するための経営者による内部の承認手続き x. 内部告発制度 (原則4に沿ったもの) xi. 利益相反の手続きと方針。これには、(a)運営機関が、フロントオフィスから運営機関へのデータの呈示に対する適切な内部監督機能と検証手続きが	特定、JBATAへの届出を定めている。 【d)について】 レート呈示責任者・担当者の一時的な不在等の際の代行者に係るJBATAへの届出を定めている。 【e)について】 リファレンス・バンクは、原則として、年度の途中でリファレンス・バンクからの辞退は行わず、継続的にレート呈示することを定めている。また、やむを得ない理由によりリファレンス・バンクから選定を辞退する場合には、レート呈示を停止する日の、2か月前までに、書面によりJBATAに届出することを定めている。 【f)について】 リファレンス・バンクは、レート呈示根拠に係る事後的な説明を可能とする態勢整備として、呈示レートの決定に関する書類の整備と保存が求められるとともに、JBATAおよび関係当局から閲覧を求められた場合には、これに応じることを定めている。 【g)について】 「全銀協TIBOR行動規範」において、下記のそれぞれの態勢整備を定めている。 ■定義にもとづくレートの呈示 ■適切なレート呈示が行われるための態勢整備 ■レート呈示にかかる利益相反を管理するための態勢整備 ■呈示内容に関する情報交換、調整等の禁止 ■レート呈示根拠にかかる事後的な説明を可能とす	責任者・担当者の要件を定めるとともに、当該責任者・担当者および一時的な責任者・担当者不在等の際の代行者のJBATAへの届出をすることが規定されているか検討した。 【e)について】 「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、リファレンス・バンクは、年度の途中でリファレンス・バンクからの辞退は行わず継続的にレート呈示することを定めていること、およびやむを得ない理由によりリファレンス・バンクから選定を辞退する場合にはレート呈示を停止する日の2か月前までに書面によりJBATAに届出することを定めているか検討した。 【f)について】 「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、リファレンス・バンクに対し、レート呈示根拠に係る事後的な説明を可能とする態勢整備として呈示レートの決定に関する書類の整備と保存を求めること、およびJBATAや関係当局から閲覧を求められた場合にはこれに応じることを定めているか検討した。 【g)について】 「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、下記の各態勢整備が定められているか検討した。 ■定義にもとづくレートの呈示 ■レート呈示のための態勢整備 ■レート呈示にかかる利益相反を管理するための態勢整備 ■呈示内容に関する情報交換、調整等の禁止 ■レート呈示根拠にかかる事後的な説明を可能とす

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび業務への適用に係る手続)
存在すると確信している場合（上記パラグラフ(v) 及び (ix) に記載のとおり、生じうる利益相反に対応するための保護と監督を含む）を除き、フロントオフィスからのデータの呈示の禁止、(b)必要に応じて職員と報告ラインの物理的な分離、(c)（指標の水準に影響を与えることを意図しているかを問わず）データ入力の手続き若しくは影響を与えることへの既存又は潜在的なインセンティブの特定、開示、管理、軽減及び回避方法の検討。これには、適切な報酬制度や、呈示者の呈示行為（指標呈示について責任を有するすべての職員）と、呈示者又は関連会社やそれぞれの顧客のその他業務との間に存在する可能性のある利益相反に実効的に対応することを含むが、これらに限定されない。	る態勢整備 ■ レート呈示に関する通信記録の保存 ■ 監査の実施 ■ 問題発覚時の運営機関宛報告態勢の整備 ■ 社内研修 ■ 事務代行会社変更等に伴う事務フロー見直しへの協力 ■ JBATAからレート呈示にかかる照会・調査への協力 ■ 「全銀協TIBOR行動規範」の遵守状況の確認 ■ 社内規程の整備	る態勢整備 ■ レート呈示に関する通信記録の保存 ■ 監査の実施 ■ 問題発覚時のJBATA宛報告態勢の整備 ■ 社内研修 ■ 事務代行会社変更等に伴う事務フロー見直しへの協力 ■ JBATAからレート呈示にかかる照会・調査への協力 ■ 「全銀協TIBOR行動規範」の遵守状況の確認 ■ 社内規程の整備
15.データ収集に係る内部統制		
運営機関が外部の情報源からデータを収集する場合、運営機関はデータ収集及び伝達のプロセスにおいて適切な内部統制の構築を確保すべきである。これらの統制は、情報源の選択、データ収集及びデータの健全性と機密性を保護するプロセスに対応するものであるべきである。運営機関がフロントオフィスの職員からデータを受け取った場合、運営機関は当該データをその他の情報源により裏付けるようにすべきである。	現時点では、全銀協TIBORはリファレンス・バンクから呈示されたレートのみにより算出されており、JBATAにおいて外部からデータ収集を行っていないため、本原則は評価対象外とする。 なお、リファレンス・バンクの呈示レートの正確性については、日々、JBATAにおいて再鑑を実施し、その正確性を確認しているほか、呈示レートの適切性については、全銀協TIBOR監視委員会においてモニタリングを行っている。	-
説明責任		
16.不服処理		
運営機関は、不服処理に係る方針書を策定し、公表・入手可能にすることにより、利害関係者が、特定の指標の決定が計測対象である「価値」を反映しているかどうか、特定の指標の決定に関する算出方針の適用、及び指標決定に係る運営機関のその他の決定等に関する不服を申し立てることができるようにすべきである。	JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」および「苦情・相談対応規則」において、全銀協TIBORの利用者等からの苦情・相談の受付および対応を定め、苦情・相談窓口を公表している。 【a)について】	「全銀協TIBOR業務規程」および「苦情・相談対応規則」を閲覧し、利用者等からの全銀協TIBORの決定等に関する不服処理を規定しているか検討し、また、JBATAのウェブサイト上で苦情・相談窓口が公開されているか検討した。 【a)について】

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
不服処理に係る方針には、以下を含むべきである。 a) 利用しやすい不服処理プロセス（電子申請等）を通じて不服を申し立てることができるものであること b) 運営機関の指標決定プロセスに対する不服の受理及び調査を、不服の対象となっている指標に関与しているあるいは関与していた者から独立の立場にある者により、適時及び公正に行う手続を含むものであること。当該手続においては、不服申立人及びその他の関連当事者に合理的な期間内で調査結果について報告し、不服に関するすべての記録を保持するものであること c) 必要に応じて、運営機関のガバナンス機構へ不服を上程するプロセス d) 不服申立人が提出した書類及び運営機関自体の記録を含む、不服に関連するすべての書類を、適用される国内法又は規制上の要件に従い、最低 5 年間保存することを求めるものであること 指標決定に関する異義のうち正式な不服に該当しないものは、適切な標準的手続きに従い、運営機関が解決すべきである。不服により指標決定に変更が生じた場合、運営機関の算出方針の定めに従い、可及的速やかに利用者に対して情報を公表・入手可能にし、利害関係者に対しても公表・入手可能にすべきである。	JBATAは、電話、電子メールおよび郵送により苦情・相談を受け付けている。また、その受付窓口はウェブサイトで公開している。 【b)について】 苦情・相談窓口は全銀協TIBOR監視委員会室に設置されており、その受付・対応状況を記録のうえ、定期的に全銀協TIBOR監視委員会に報告している。また、全銀協TIBOR監視委員会は、苦情・相談窓口の受付・対応状況をモニタリングし、その適切性を確認している。 【c)について】 苦情・相談に対する具体的な対応は、JBATAの担当部署と全銀協TIBOR監視委員会室が連携して検討し、実施する。その対応状況については、定期的に全銀協TIBOR監視委員会に報告され、全銀協TIBOR監視委員会はこれを確認する。全銀協TIBOR監視委員会は確認した結果を踏まえ、必要に応じ、外部機関への指標のレビューの委託を含む、必要な対応を理事会に提言する。 【d)について】 苦情・相談窓口の受付・対応記録を 5 年間保存することを定めている。	「苦情・相談対応規則」を閲覧し、電話、電子メールおよび郵送により苦情・相談を受け付けている旨の規定がなされているか検討した。 また、同ウェブサイトを開覧し、当該受付窓口がウェブサイト上で公開されているか検討した。 【b)について】 監視委員会議事録を閲覧し、監視委員会が苦情・相談窓口の受付・対応状況をモニタリングし、その適切性を確認しているか検討した。 【c)について】 監視委員会議事録を閲覧し、監視委員会が苦情・相談に対するJBATAの担当部署による具体的な対応について、監視委員会室からの報告を確認していることおよび確認した結果を踏まえ、必要に応じ、外部機関への指標のレビューの委託を含む、必要な対応を理事会に提言しているか検討した。 【d)について】 「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、苦情・相談窓口の受付・対応記録について、適切に保存することが規定されているか検討した。
17.監査		
運営機関は、運営機関により定められた基準及び原則に対する運営機関の遵守状況を定期的にレビューし報告するための適切な経験と能力を有する独立する立場の内部又は外部監査人を任命すべきである。	JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」において、原則年 1 回、内部監査および外部監査を実施することを定めている。 内部監査および外部監査の結果については、理事	「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、原則年1回の内部監査および外部監査の実施が規定されているか検討した。 また、JBATAのウェブサイトを開覧し、内部監査

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
る。監査の頻度は、運営機関の業務の規模と複雑性に見合ったものでなければならない。 運営機関が特定した既存又は潜在的な利益相反の程度に応じて、(関連する規制当局ではなく国内当局によって規制又は監督される指標を除いて) 運営機関は、運営機関により定められた算出方針に対する運営機関の遵守状況を定期的にレビューし報告するための適切な経験と能力を有する独立する立場の外部監査人を任命すべきである。 監査の頻度は、運営機関の指標に関連する業務の規模と複雑性、利害関係者による指標の利用の範囲と深度に適したものであるべきである。	会および全銀協TIBOR監視委員会に報告しており、その概要を公表している。	および外部監査の結果についての理事会や監視委員会への報告の概要が公表されているか検討した。
18. 監査証跡		
以下の記録文書は、適用される国内法又は規制上の要件に従い、運営機関が5年間保存すべきである。 a) 指標決定で依拠するすべての市場データ、呈示及びその他のデータや情報源 b) 指標決定における運営機関による専門家の判断の利用 c) 標準的な手続きや算出方針の変更又はそれらからの逸脱。これは、市場のストレス時又は混乱時に実施されたものを含む。 d) 指標決定に関与した各担当者の身元 e) データに関連する問い合わせと回答 これらの記録が規制市場又は取引所によって保持されている場合、運営機関は、適切な記録文書の共有に関する取決めに基づき、当該原則の遵守についてこれらの記録に依拠することができる。	JBATAは、「全銀協TIBOR業務規程」の定めにもとづき、IOSCO原則で求められる以下の証跡について5年間保存することを規定しており、実施している。 【a)について】 呈示レートおよび公表レート 【b)について】 JBATAが全銀協TIBORのレート決定に際し、専門家判断を用いた場合にはその記録 【c)について】 ■ 全銀協TIBOR行動規範にもとづき、リファレンス・バンクからJBATAに提出等された書類等 ■ 公表レート決定に関するリファレンス・バンクおよび事務代行会社との通信記録 ■ 全銀協TIBORのレート決定に際し、異例な対応をとった場合の対応記録	「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、IOSCO原則で求められる以下の証跡について保存することが規定されているか検討した。 【a)について】 呈示レートおよび公表レート 【b)について】 JBATAが全銀協TIBORのレート決定に際し、専門家判断を用いた場合にはその記録 【c)について】 ■ 「全銀協TIBOR行動規範」にもとづき、リファレンス・バンクからJBATAに提出等された書類等 ■ 公表レート決定に関するリファレンス・バンクおよび事務代行会社との通信記録 ■ 全銀協TIBORのレート決定に際し、異例な対応をとった場合の対応記録 【d)について】

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	【d)について】 JBATAおよび事務代行会社で業務に関与している者を特定する記録 【e)について】 全銀協TIBOR運営全般に係る外部からの意見および苦情等の記録	JBATAおよび事務代行会社で業務に関与している者を特定する記録 【e)について】 全銀協TIBOR運営全般に係る外部からの意見および苦情等
指標が呈示に基づく場合、以下の追加的な原則も適用される。 呈示者は、適用される国内の法律又は規制の要件に従い、以下の記録を 5 年間保存すべきである。 a) データの呈示を管理する手続きと方法 b) 運営機関に提供されたデータや情報を呈示又は作成したその担当者の身元 c) 呈示及び呈示の監督の責任を担う担当者の名前と役割 d) 呈示者間の関連するコミュニケーション e) 運営機関とのやりとり f) 運営機関に呈示したデータや情報に関して受けた問合せ g) 利益相反及び指標に関連した商品に対する自社全体のエクスポージャー h) 監査や調査を促すための、指標に関連した商品に対する個々のトレーダー及びデスクのエクスポージャー i) 外部・内部監査の検出事項。(該当する場合)指標呈示の是正措置に関連する情報及びそれらの措置の実施の進捗状況	JBATAは、リファレンス・バンクに対して「全銀協TIBOR行動規範」において、IOSCO原則で求められる以下の証跡について 5 年間保存することを規定しており、実施している。 【a)について】 リファレンス・バンクが「全銀協TIBOR行動規範」を遵守するための社内研修の記録および社内規程の改正記録 【b)、c)について】 適切なレート呈示が行われるための呈示者に関するJBATA宛の届出内容 【d)について】 ■全銀協TIBORを参照する商品等に係るエクスポージャー（自行全体、個々のトレーダーまたはデスク毎の区分に応じた記録） ■呈示レートの決定に関する書類、呈示レートの決定に際し参照したデータ等 【e)、f)について】 ■レート呈示に関する通信記録 ■レート呈示内容に対する照会・苦情等の内容および対応状況の記録 ■レート呈示に関する利益相反に関する問題に係る資料 ■JBATAからのレート呈示に係る照会・調査への対	「全銀協TIBOR行動規範」を閲覧し、IOSCO原則で求められる以下の証跡について、適切に保存することが規定されているか検討した。 【a)について】 リファレンス・バンクが「全銀協TIBOR行動規範」を遵守するための社内研修の記録および社内規程の改正記録 【b)、c)について】 適切なレート呈示が行われるための呈示者に関するJBATA宛の届出内容 【d)について】 ■全銀協TIBORを参照する商品等に係るエクスポージャー（自行全体、個々のトレーダーまたはデスク毎の区分に応じた記録） ■呈示レートの決定に関する書類、呈示レートの決定に際し参照したデータ等 【e)、f)について】 ■レート呈示に関する通信記録 ■レート呈示内容に対する照会・苦情等の内容および対応状況の記録 ■レート呈示に関する利益相反に関する問題に係る資料 ■JBATAからのレート呈示に係る照会・調査への対

IOSCO原則	JBATAの対応	EYが実施した主な手続 (内部統制のデザインおよび 業務への適用に係る手続)
	応記録 【i)について】 内部監査および外部監査の記録	応記録 【i)について】 内部監査および外部監査の記録
19.規制当局との連携		
これらの原則の対象となる関連文書、監査証跡及びその他の文書は、関連当事者により関連する規制当局が規制上又は監督上の責務を遂行するうえで容易に利用できるようにし、要請があった場合には迅速に提出する。	JBATAは、金融商品取引法により特定金融指標算出者として指定されており、規制当局と緊密に連携している。 また、「全銀協TIBOR業務規程」において、規制当局から全銀協TIBOR算出等に係る記録および監査結果等の提出・報告等を求められた場合には、速やかに協力することを規定している。 加えて、IOSCOに対しても、IOSCO原則の遵守状況に関するレビュー等を含め、適切に協力・対応している。	「全銀協TIBOR業務規程」を閲覧し、関係当局に対する提出・報告等について定められているか検討した。

以 上